

令和6年4月1日

鹿児島市水道局情報共有システム活用工事試行要領【建築・設備編】を次のように定める。

鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者
水道局長 鬼丸 泰岳

鹿児島市水道局情報共有システム活用工事試行要領【建築・設備編】

(趣旨)

第1条 この要領は鹿児島市水道局が発注する建築・設備における工事（修繕・修繕工事は除く。以下「水道局発注工事」という。）の一部において、情報共有システムを活用した工事を試行するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 公共工事において、受発注者の業務効率化、目的物の品質確保を図るため、情報共有システムの積極的な活用を推進することを目的とする。

(定義)

第3条 情報共有システムは、「鹿児島市水道局電子納品運用ガイドライン（案）【建築・設備編】」に定めたものでASP方式とする。

2 利用する情報共有システムのプロバイダは、受発注者協議の上決定することとする。

(対象工事)

第4条 水道局発注工事のうち「公共建築工事積算基準、水道事業実務必携及び下水道設計標準歩掛表」の諸経費体系により積算を行った工事を対象とする。

2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、特記仕様書に必要事項（別紙1）を記載し、対象工事であることを明記するものとする。

3 対象外の工事のほか、業務委託についても受注者の希望により対象とすることができる。

(試行方法)

第5条 受注者は、対象工事において、契約後、施工計画書提出前に「情報共有システム」の活用の意向を工事打合簿により発注者と協議し、実施の有無を決定するものとする。

2 情報共有システムで用いる様式については、工事打合簿により発注者と協議し決定するものとする。

(システムにかかる経費)

第6条 情報共有システムにかかる経費は受注者が負担するものとするが、共通仮設費の率に含まれている。

2 受注者の希望により情報共有システムを利用する場合、設計変更の対象としない。

(システム利用者等)

第7条 発注者のシステム利用者は、監督員、担当係長、課長を原則とし、処理状況や変更協議内容等を把握・共有するため、係員等を含めることができるものとする。

2 受注者のシステム利用者は、現場代理人、主任技術者（監理技術者等）に限らず、処理状況や変更協議内容等の確認体制を構築することを推奨する。

(その他)

第8条 この要領のほか、「鹿児島市水道局電子納品運用ガイドライン（案）【建築・設備編】」に定めのない事項については、受発注者が協議の上決定するものとする。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

特記仕様書の記載例（情報共有システム活用試行工事）

第〇〇節 情報共有システム活用試行工事

- 1 本工事は、情報共有システム活用の試行対象工事である。
- 2 試行にあたっては、鹿児島市水道局情報共有システム活用工事試行要領【建築・設備編】（令和6年4月1日）に基づき行うものとする。
- 3 試行要領は、鹿児島市水道局ホームページから入手できる。